

#### 4-2-3 景観法に基づく西予市明浜町狩浜地区景観計画による規制

##### ●届出対象行為

狩浜地区の景観に与える影響の大きい建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という）、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という）、開発行為及び良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為等を行う場合で、西予市景観条例施行規則第8条に基づいて、以下の規模等に該当する変更行為については、景観形成基準を満たすことを原則とする。

なお、所有者は、教育委員会を通じて、行為を行おうとする30日前までに市長へ届出を行うものとする。

ただし、国及び地方公共団体が行う各種事業（公共工事）については、この限りでない。

##### 1) 建築物の建築等

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の建築について、以下の行為を届出の対象とする。

- 軒の高さが7mを超えるもの
- 延べ面積が500㎡（増築後の規模を含む）を超えるもの
- 従前の建築物の延べ面積の半分以上の模様替
- 従前の外壁の垂直投影面積の半分以上の色彩の変更

##### 2) 工作物の建設等

土地に定着する工作物、その他の工作物で、西予市景観条例施行規則第3条に定める工作物について、以下の行為を届出の対象とする。ただし、太陽光発電設備の用に供する工作物は全ての行為を届出の対象とする。

- 当該行為後の工作物の高さが2mを超える新築、増築若しくは改築
- 当該変更部分にかかる部分が、外観の半分以上の模様替
- 変更にかかる部分の垂直投影面積が全体の垂直投影面積の10分の1を超える色彩の変更

##### 西予市景観条例施行規則第3条に定める工作物

- (1) 垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの（建物に付随するものを含む）
- (2) 煙突又はごみ焼却施設
- (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という）及び第11号に該当するものを除く）
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く）
- (5) 彫像その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽
- (7) 汚水又は排水を処理する施設
- (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する施設
- (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (11) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路又は空中線系（その他支持物を含む）
- (12) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの

### 3) 開発行為

都市計画法第4条第12項の規定に基づく建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更については、

- 開発区域面積が1,000㎡を超えるもの
- 高さが2mを超える法面を生じるもの

### 4) 西予市景観条例で定める行為

#### ①土石類等の堆積（堆積期間が30日を超えて継続しないものは除く）

- 高さ2m又は面積500㎡を超える土石の堆積
- 高さ2m又は面積100㎡を超える廃棄物、再生資源その他の堆積

#### ②土地の形質の変更（開発行為は除く）

- 行為の面積が1,000㎡を超える土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更

#### ③木材の伐採又は植栽

- 行為の面積が1,000㎡を超える木材の伐採又は植栽

#### ④用途の変更

- 里山区域において、従前の用途から他の用途に変更するもの
- 段畑区域において、畑地から他の用途に変更するもの

### ●景観形成基準

以上の届出対象行為に該当するものは、「西予市明浜町狩浜地区景観計画」で定める「景観形成基準」に従うことで、文化的景観との調和を図る。

景観形成基準は「表 取扱基準」を参照。

#### 4-2-4 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準

文化的景観区域内の重要な構成要素に関わる現状変更等に際しては、次のように対応する。

##### 1) 届出が必要な行為

文化的景観の文化庁長官への届出行為の対象とするものは、文化的景観の重要な構成要素である(平成20年20庁財第148号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長あて文化庁文化財部長通知)。

重要な構成要素において、滅失又はき損(文化財保護法(以下、法)第136条)及び現状変更等(法第139条)がある場合、西予市教育委員会と事前協議を行い、文化庁長官に届出を行う。

届出対象行為及び期間は以下のとおりである。

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失の事実を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	移転、除去、文化的景観の構成要素の価値に影響を及ぼす行為	現状変更をしようとする30日前まで

## 2) 届出を要しない行為

以下の行為は、文化庁長官への届出を要しない。

現状変更の取り扱いに疑義が生じた場合は市教育委員会が文化庁及び県教育委員会の指導の下、協議調整を行うこととする。

届出の種類	届出を要しない行為
滅失・き損	・地盤面下又は水面下における行為 ・国の機関又は地方公共団体が行う行為
現状変更	・維持の措置 ※1 ・仮設の建築物の建築及び工作物の建設等 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた行為 ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・復旧修理計画及び修景計画に従った行為

### ※1：省令で定める以下の行為

- ・重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状に復するとき
- ・重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき
- ・重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

## 3) 取扱基準

### ①修理・復旧基準

文化的景観の重要な構成要素の現状変更等の際は、重要な構成要素を維持・保存する基準である「修理・復旧基準」に適合する必要がある。

「修理・復旧基準」の詳細は次ページに記載する。

### ②修景基準

文化的景観の重要な構成要素以外の要素の現状変更の際は、文化的景観の構成要素を支援する基準である「修景基準」に適合することで、経費の一部について補助を受けることができる。

「修景基準」の詳細は次ページに記載する。

修景基準を満たすことが困難な場合は景観計画の「景観形成基準」の適用となる。